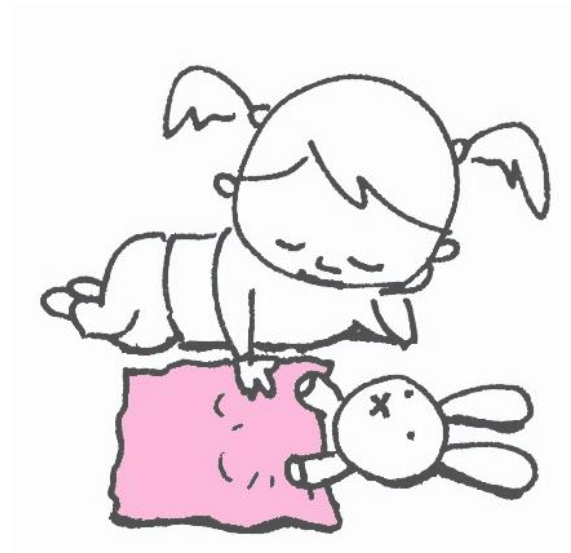




てんかんのお子さんが使える制度



医療費助成

●小児慢性特定疾病

国の定める特定の疾病にかかっており、かつ別に定める基準に該当する場合、医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。また、入院時の食事代が半額となります。

●自立支援医療(精神医療)

指定された医療機関(原則 1 カ所)の外来でのてんかんに関わる医療費(診察、検査、薬、訪問看護、デイケア等)が対象となります。

原則 1 割の負担になります。

所得や疾病の状況に応じて、月ごとの医療費の上限額が定められており、それ以上を支払う必要はありません。

治療により発作などの症状が抑制されている人も、再発予防のために通院治療を続ける必要がある場合は、対象になります。

*精神障害者保健福祉手帳の診断書で、手帳と自立支援医療の2つの制度を申請できます。

*手帳を申請しなくても自立支援医療は利用できます。

	小児慢性特定疾患	自立支援医療
助成内容	入院・外来 自己負担額の上限があります。	外来のみ 原則 1 割
有効期間	1 年	1 年
手続き窓口	福祉保健センター 保健所	高齢・障害支援課 障がい福祉課 横浜市の方は郵送にて申請手続きが可能です。
必要書類	申請書 世帯調書 お子さん/申請者の健康保険証の写し 印鑑 マイナンバー確認書類 など 診断書(所定様式)	申請書 世帯調書 お子さん/申請者の健康保険証の写し 印鑑 マイナンバー確認書類 など 診断書(精神通院医療用) * 医療機関名がわかるもの

※必要書類は制度やご状態、お住まいの自治体により異なる場合がありますので詳しくはご確認ください。

これからのこと

●精神障害者保健福祉手帳

長期にわたり日常生活、社会生活に制約がある人が対象です。

初診日から6ヶ月以上経った日から申請できます。

てんかんの場合、発作の種類と頻度、日常生活の自立状況などによって判断されます。

就労支援や、税金の減免や公共料金等の割引などのサービスが受けられます。

有効期間は2年間。更新手続きにより継続が出来ます。(障害状況によります。)

●療育手帳

知的障害のある方が、様々な制度やサービスを利用しやすくすることを目的としたものです。

地域によって名称が異なり、神奈川県では「療育手帳」、横浜市では「愛の手帳」と呼ばれています。

知的障害を併せもつ人は、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳をあわせて取得することもできます。

精神障害者保健福祉手帳と療育手帳は使えるサービスが異なります。

●特別児童扶養手当

知的障害や身体障害がある20歳未満のお子さんについて、その保護者に手当が支給されます。支給額は、障害の程度によって異なります。また支給には保護者の所得による制限があります。

●障害児福祉手当

身体又は精神に重度の障害を有するお子さんに対して支給されます。身体手帳、療育手帳の等級や、日常生活の困難さに応じ、受給資格の有無を判定されます。

●障害基礎年金

生まれつきの障害をお持ちの方の成人後の生活保障のために、障害基礎年金を受給できる場合があります。(所得制限があります。)

申請には様々な書類が必要となるので、20歳の誕生日の3か月前を目途に準備を始めましょう。住所地の市区町村役場か年金事務所へ行き、必要書類をもらって手続きの方法を聞いて下さい。医師の診断書は障害ごとに所定の用紙があります。

□ 就労相談

手帳の有無にかかわらず、市区町村またはハローワークで就労相談が受けられます。
その他にも障害者就労支援センター、若者サポートステーションなどの相談窓口があります。
手帳を持っていると障害者総合支援サービスの就労移行支援、障害者雇用の対象になります。

□ 自動車等の運転についての相談

安全運転相談窓口(旧運転適性相談窓口)は、身体の障害や病状のため自動車等の運転に不安があるときに相談ができる窓口です。担当の職員(看護師等の医療系専門職員をはじめとする専門知識の豊富な職員)に相談することができます。

全国统一の専用相談ダイヤル #8080

この安全運転相談ダイヤルに電話していただくと、発信場所を管轄する都道府県警察の安全運転相談窓口につながります。

つながらないときは、神奈川県運転免許本部運転教育課適性審査係 045-365-3111



★地域で利用できるサービスについてのお問い合わせ

横浜にお住まいの方は「こども家庭支援課」へ

それ以外の地域にお住まいの方は、市町村の保健福祉の担当部署へ

～ ご相談お問い合わせは、こちらまで ～

神奈川県立こども医療センター ソーシャルワーク室

045-711-2351(代)

必要に応じ、各関係機関と連携しながらお手伝いします